

## 【契約約款】改定一覧

2025年2月

契約約款	変更条項	変更前内容	変更後内容	変更根拠
注意喚起について				
@T COM(アットティーコム)契約約款 @T COM(アットティーコム)契約約款(N)	第45条(注意喚起)	当社は、信頼できる第三者からの情報提供により、マルウェアに感染し得る脆弱性を有する端末のIPアドレス及びタイムスタンプの情報を得た場合であって、注意喚起して事前の対処を求めなければ当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれが高いときは、必要な限度で、これらの情報と当社が保有する契約者情報や通信履歴等とを照合して、当該端末を利用している契約者を特定し、当該契約者に対し、注意喚起を行うことがあります。	当社は、信頼できる第三者からの助言または情報提供により、サイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる端末のIPアドレス及びタイムスタンプの情報を得た場合であって、注意喚起して事前の対処を求めなければ当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれが高いときは、必要な限度で、これらの情報と当社が保有する契約者情報や通信履歴等とを照合して、当該端末を利用している契約者を特定し、当該契約者に対し、注意喚起を行うことがあります。	国立研究開発法人情報通信研究機構法の改定に則り、注意喚起の対象について記載を改めるため。